

| | |
|------------------|---|
| Title | 大戦期ナチス・ドイツにおける『近代化』と『統合』問題： 労働と社会に関する最近の研究史を中心に |
| Sub Title | "Modernisierungs"- und "Integrations" : Probleme in Deutschland des Zweiten Weltkriegs : mit besonderer Berücksichtigung der neueren Studien im Bereich der Arbeit und Gesellschaft |
| Author | 矢野, 久 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1989 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.1 (1989. 4) ,p.164- 176 |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19890401-0164 |
| Abstract | |
| Notes | 研究ノート |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19890401-0164 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



大戦期ナチス・ドイツにおける 『近代化』と『統合』問題

——労働と社会に関する最近の研究史を中心に——

矢野 久

I

ナチス・ドイツにおける労働と社会という視
角からこれまでの西欧の歴史研究に照準をあて
ると、いくつかの重要な論争点が浮かびあが
⁽¹⁾てくる。その中で、今日においても歴史学界の
論争ないし研究の対象となっている問題は、大
別すれば二つある。一つは、ナチス・ドイツが

ドイツの社会に与えた「近代化」機能という問
題である。これはすでに1965年にダーレンドル
フがドイツ社会の「近代化」として提起し、⁽²⁾ほ
ぼ同時期にシェーンボウムが提起した問題であ
⁽³⁾る。シェーンボウムとダーレンドルフは、ナチ
ス・ドイツがドイツ社会の意図せざる「近代
化」(=「社会革命」)をもたらした点を強調する
が、ナチス・ドイツにおける社会的「近代化」
がどの程度進んだのかについて、その社会的現

注(1) もとより、ナチス研究は量的にも膨大であり、そのすべてをとりあげることは不可能である。したがってここでは労働と社会という領域に照準をあてるが、しかもそのなかでも幾つかの研究業績に限定せざるをえない。わが国では主として1930年代に関してであるが山口、村瀬、後藤、井上、原田諸氏による研究紹介がある。また、ヒルデブラントの代表的な研究動向が最近翻訳され、1970年代までの第三帝国に関するかなり包括的な研究動向が分析・紹介されている。(山口定『『近代化』論におけるファシズムの問題』『歴史学研究』397号(1973年6月)、同『現代ファシズム論の諸潮流』有斐閣1976年、村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』東京大学出版会 1983年、同『ナチズムと大衆社会』有斐閣 1987年、後藤俊明「ナチ・レジームの社会史研究の一動向」『経済論叢』第131巻第6号(1983年、6月)、井上茂子「西ドイツにおけるナチ時代の日常史研究」『東京大学教養学部教養学科紀要』第19号(1987年)、同「ナチス・ドイツの民衆統轄——ドイツ労働戦線を事例として——」『歴史学研究』No. 586(1988年10月)、原田一美「第三帝国における労働者」『西洋史学』148号(1987年)、クラウス・ヒルデブラント『ヒトラーと第三帝国』中井晶夫・義井博訳 南窓社 1987年、また Ian Kershaw: *The Nazi Dictatorship. Problems and Perspectives of Interpretation*, London 1985; Hisashi Yano: *Hüttenarbeiter im Dritten Reich*, Stuttgart 1986; Matthias Frese: "Zugeständnisse und Zwangsmaßnahmen. Neuere Studien zur nationalsozialistischen Sozial- und Arbeitspolitik," in: *Neue politische Literatur*, 32. Jg., 1987 も参照。) それゆえ本稿ではこれらの研究紹介とできうるかぎり重複しないような形で最近の西欧の歴史研究を紹介することにする。

(2) Ralf Dahrendorf: *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland*, München 1971 (1965), S. 416, 431.

(3) David Schoenbaum: *Hitler's Social Revolution. Class and Status in Nazi Germany 1933—1939*, New York 1966. 大島通義・大島かおり訳『ヒトラーの社会革命』而立書房 1978年、14頁、20頁。

実の実証分析によって答えようとするものではなかつた⁽⁴⁾。ナチス・ドイツの「近代化」機能ないし作用は、むしろその後の歴史研究の対象とされてきたのである。

もう一つは、国民大衆のナチス体制への「統合」問題である。従来イメージされてきたナチス・ドイツにおける一枚岩的な大衆支配像に対して、1970年代半ば以降、第二次世界大戦前夜におけるドイツ労働者階級のナチス体制に対する「拒否的態度」が対置されてきた。イギリスのドイツ史家メイスンは、主として1930年代におけるナチス労働社会政策の歴史分析において、ドイツ労働者階級の社会状態とナチス体制に対する「拒否的態度」を析出し、ナチス体制が第二次世界大戦前夜に労働者階級のこうした「拒否的態度」の諸形態のゆえに「内政的危機」に陥っていたことを主張した⁽⁵⁾。1970年代中頃に展開されたこのメイスンの所説は、その後のドイツ史研究に波紋を投げかけた⁽⁶⁾が、メイスンは1980年代に入って自分自身の研究をも含めてこれまで⁽⁷⁾のナチス研究の方向を反省するに至った。メイスンがここで提起した問題は、国民大衆はナチス下の日常的現実に対して不満をもっていたにもかかわらず、なにゆえにナチス体制に対して抵抗するまでに至らなかったのか、という問題⁽⁸⁾である。これは、シェーンボウムの第三帝

国の社会史が公刊されてから約15年の年月が経過した段階で、その間の歴史研究をふまえて論争的な問題提起を行なおうとしたポイケルト⁽⁹⁾の主要な問題関心でもあった。

ナチス研究の問題領域はもちろん以上の二つに尽きるわけではないが、大別すれば「近代化」の問題と「統合」問題の二つを軸に歴史研究がなされてきたといえよう。ここではこの二つの問題領域に沿って、大戦期ナチス・ドイツの労働と社会についての最近の歴史研究の成果を紹介・整理することにする。

II

第一次世界大戦から第二次世界大戦の終わりまでの時期における労働者—職員層間格差の展開を歴史的に分析し、ナチス支配の「近代化」機能の問題を明らかにしようとした研究としてプリンツの研究がある⁽¹⁰⁾。プリンツは、国家レベルと企業レベルの一次資料にもとづいてワイマール期とナチス期における職員層の地位の変化を分析することによって、この課題に社会史観点から接近するが、その研究の中心はナチス期におかれている。

プリンツは、社会の「近代化」の一つの重要な指標として労働者—職員層間格差の「平準

注(4) これについては Nachwort Hans Mommsens zu Schoenbaum: Die braune Revolution, München 1980, S. 353.

(5) Timothy W. Mason: Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936 bis 1939, Opladen 1975; ders.: Sozialpolitik im Dritten Reich, Opladen 1977, 後藤前掲論文, 矢野久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察——1936年秋から1938年6月まで——」『三田学会雑誌』70巻6号(1977年12月), 同「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察——1938年6月から1939年前半期まで——」『同上』71巻3号(1978年6月)。

(6) その反響とその後の具体的歴史研究の成果については原田前掲論文参照。

(7) Mason: "Die Bändigung der Arbeiterklasse im nationalsozialistischen Deutschland. Eine Einleitung", in: Carola Sachse u. a.: Angst, Belohnung, Zucht und Ordnung. Herrschaftsmechanismen im Nationalsozialismus, Opladen 1982.

(8) Mason: "Bändigung", S. 14 ff.

(9) Detlev Peukert: Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus, Köln 1982.

(10) Michael Prinz: Vom neuen Mittelstand zum Volksgenossen. Die Entwicklung des sozialen Status der Angestellten von der Weimarer Republik bis zum Ende der NS-Zeit, München 1986.

化」をあげ、それを分析対象とする。プリンツは、就業構造、労働者の社会的上昇の機会、労働・生活諸条件における労働者—職員層間格差の「平準化」を問題にする。プリンツはまず就業構造については、第二次世界大戦中におけるドイツ人労働者の就業者数の減少に対する職員層、とりわけ女性職員数の増加を析出する⁽¹¹⁾。プリンツは、この現象を職員層の「女性化」と特徴づけるが、この「女性化」現象が事務職におけるパートタイム労働の増加のみならず、商業ならびに技術職員の資格制度における平準化、およそ女性職員層の地位低下をもたらしたことを強調する。他方でプリンツは労働者の職員層への社会的上昇、具体的には男性労働者の技術職員への、女性労働者の商業・事務職員への社会的上昇を指摘し⁽¹²⁾、以上のような変化から労働者—職員層間格差の平準化を結論づけるのである。

労働・生活諸条件においてもプリンツは労働者—職員層間格差の平準化を主張する。職員層の給与所得そのものについては、とくに技術職員層の労働時間の延長、商業、消費財工業等の賃金水準の低い部門から軍需工業への職員層の移動による給与の増加を生計費の急騰、戦時課税とその結果である税負担（独身職員の場合しばしば総収入の30%）の増加と関連させ、1942年までの時期における職員層の実質所得の減少を確認した。他方でプリンツは労働者の賃金収入と比較し、労働者における労働時間の延長による労働者の賃金収入の増加に対して、全就業者数に占める女性職員層の比率の上昇による職員層全体の給与水準の相対的低下によって、収入における労働者—職員層間の格差も小さくなった点を指摘する⁽¹³⁾。

「総力戦」体制期についてはプリンツは、職

員層への労働時間延長の要求の強化、職員層への食糧配給量の削減、職員層に許されていた医師の自由な選択権の1943年以降の剥奪を例に、職員層特権に対する攻撃の多様化と先鋭化を指摘する。また、1944年のゲッペルス「総力戦特別全権」就任による新しい方策にも言及し、職員の職業資格を考慮せずに製造部門に職員を導入する方策、軍需部門の経営の全管理・事務部門を30%縮小するという方策、またこのようにして配置替えされた職員の能力原理による給与の支払い等、これらの方策が職員層の特別扱いを否定するものであった点を指摘する⁽¹⁴⁾。

社会政策の領域については、プリンツは年金保険と疾病保険を例に労働者—職員層間格差の平準化を分析する。職員層の年金保険を労働者—職員層間格差の平準化のもっとも重要な阻害要因とみなしていた DAF は、伝統的な社会保険から離脱するばかりか保険原理から離れ、一種の税金という形で全国民に年金保険を課そうとした。しかし実際には DAF のこの要求はかなりの程度で制度化されはしたが、完全には貫徹されえなかった。他方、疾病保険については DAF は、これまで職員層の特権領域を形成していた任意疾病保険制度を恒常的に攻撃するばかりか、1943年、1944年にはその攻撃をますます強めた。その結果1944年までに職員層が企業健康保険に強制的に移されることになり、第三帝国崩壊直前に職員層の疾病保険においてみられた特権が解体されることになった⁽¹⁵⁾。

このようにプリンツは、こうした領域での労働者—職員層間格差の平準化を、特権を与えられている職員層にも平等に負担を課すことによって、結果として労働者に対する譲歩がなされていた点から説明するが、その際のプリンツの主張の重点は、労働者—職員層間の平準化は党

注 (11) Prinz, S. 236 ff.

(12) Prinz, S. 243 ff.

(13) Prinz, S. 252 ff.

(14) Prinz, S. 262-277.

(15) Prinz, S. 300 ff.

と DAF が戦争遂行の過程で社会政治的要求を
行なったことの帰結であるとみなす点にあった⁽¹⁶⁾。

以上の分析の結論として、プリンツはドイツの社会の歴史的発展におけるナチス支配の位置という観点から職員層の社会的変動とナチス支配の「近代化」機能を考察する。プリンツは、第二次世界大戦後における職員層の労働運動の発展と職員層の地位の確立との関連でその二重性を指摘する。すなわち、一方で、ナチス時代に縮小した労働者—職員層間格差は第二次世界大戦後比較的容易に復活し、ナチス支配は「総力戦」時代においてさえ労働者—職員層間格差を解体することはできず、その意味でナチス支配の社会的影響力は限定されたものであった点を確認する。他方でプリンツは、第二次世界大戦後、産業別統一労働組合は、職員層組合よりも多くの職員を組織することができたし、しかも組織された職員層の多数派は労働者との共同組織を優先し、また労働者—職員層間格差の平準化も継続したという点を強調するのである⁽¹⁷⁾。

戦後のこうした職員層の位置に関する二重性の指摘にもとづいて、プリンツは第三帝国のドイツ史における「近代化」機能を結論づける。プリンツによれば、ナチス支配の「近代化」機能も二重的性格をもつものであった。すなわち、一方でナチス支配の崩壊はドイツの歴史的伝統と連続性が根強く残存していたことを明るみに出したという。しかし他方で、中間層の職員組合の解体、伝統的中间層イデオロギーの解体、労働者—職員層間格差の平準化傾向、労働者の社会的地位の向上、そしてまた社会的統合に果たしたナチスの役割等、総じてナチスがドイツ史の「特殊な道」の諸要素を埋葬するの⁽¹⁸⁾に果たした貢献は看過しえないという。

さて、第二次世界大戦期の国家の社会政策を例に、レッカーはナチス・ドイツにおける「近代的」要素と「伝統的」要素という問題を取り扱った⁽¹⁹⁾。後述するようにレッカーは、この問題に答えるべく、かつてのメイスンが提唱したナチス・ドイツの「内政的危機」に対して、第二次世界大戦期の国家の社会政策がどの程度国内の安定に寄与したのかという問題を解明しようとする。

レッカーは、賃金・労働市場政策、労働権・労働保護、食糧・消費財の供給、社会保険制度・保健制度、住宅政策という広範囲にわたる国家の社会政策の諸領域を対象にするが、国家省庁とナチ党指導部の社会政策の領域での計画、意図、具体的方策に限定している。この限定は、第二次世界大戦期における国家の社会政策に関する歴史的研究が皆無である点を考慮すれば、止むをえないことであろう。レッカーが対象としたのは旧ライヒのドイツ国民であることも付言しておこう。

ナチスの国家社会政策の諸領域における意図と方策を分析し、同時にそれにかかわる担い手の権力構造を解明することによって、ドイツ国民のナチス・ドイツへの「統合」と権力構造におけるヒトラーの中心的位置を主張したレッカーは、ドイツ社会の歴史的变化の重層性、すなわち「近代的」要素と「伝統的」要素とのからみ合いにおいてナチス社会政策が果たした歴史の意味を明らかにしようとする。一方でレッカーは、階級・階層差の縮小、地域間の人口移動の激化、職業人口構成の変化等の社会変動が進行し、それがナチス・ドイツの経済的近代化をもたらし、と主張し、その基底に経済的効率性を求める軍需経済的要請を見だし、そこに技術的近代性と目的合理性への傾向を確認する。

注 (16) Prinz, S. 278 ff.

(17) Prinz, S. 328-332.

(18) Prinz, S. 332 ff.

(19) Marie-Luise Recker: Nationalsozialistische Sozialpolitik im Zweiten Weltkrieg, München 1985.

しかし他方でレッカーは、とくに人口政策と家族政策においてはナチスはそのイデオロギーの観点を堅持しようとしたと主張する。具体的には女性の労働力総動員が拒否され、また営業中止・選択措置による旧中間層を経済的に弱体化する措置も拒否されたというのである。⁽²⁰⁾

このようにレッカーは、ナチス社会政策に「近代化」要素と「伝統的」要素の並存を見いだす。その際レッカーは、「近代的」要素がナチスの独自の目標ではなく、ドイツの戦争経済遂行能力を増進するための手段であり、ナチスは、あくまでこれまでの社会をラディカルな反近代的目標に即して改変しようとしたのであり、その意味においてナチス社会政策は意図に反してドイツ社会に近代化をもたらしたと主張する。⁽²¹⁾これは、シェーンボウムやダーレンドルフの主張を第二次世界大戦期においてより精緻な形で確認・展開したものと見えよう。

以上のように、ナチス・ドイツがドイツ社会に与えた「近代化」機能というシェーンボウムとダーレンドルフによって提起された問題は、最近の歴史研究においてはより具体的に展開された。しかしその「近代化」機能の性格づけについては、いくつかの相違点がある。レッカーは、ナチスが「反近代」的イデオロギーから社会を変革しようとしたが、そのための手段として「近代的」要素を利用し、その結果、意図に反してドイツ社会の「近代化」をもたらした、と主張し、シェーンボウムとダーレンドルフの主張を確認するものである。それに対しブリッツは、ナチスが意図に反してではなく、一面では意図に対応してドイツ社会の「近代化」をもたらしたとみなしている。すなわち、ナチスの労働者「統合」政策が一面で労働者一職員層間格差の「平準化」、すなわちドイツ社会の社会変

動をもたらすことをめざすものであった。しかしそれは一面であり、他面ではこうした政策を阻止する諸要因が政策それ自体ならびにその遂行過程に存在し、したがってすでに政策レベルで労働者一職員層間格差の「平準化」が限定され、なおかつ政策遂行過程でも限定されるものであった。その意味で「平準化」―「近代化」は意図に反するものであった。したがって「平準化」政策そのものが二重性をもつものであり、それゆえまた「近代化」も二重性をもつものとなったと捉えるのである。

III

ポイケルトもメイスンも国民大衆の日常生活と日常的経験を分析し、国民大衆のナチス体制への「拒否的態度」の根拠を日常的現実と求めると同時に、その「拒否的態度」が体制に対する抵抗にまで発展しえない諸要因も同じ日常的現実と求めている。ポイケルトもメイスンもその諸要因を大別して二つの側面からこの問題に答えようとする。一つは抑圧による国民大衆の規律化であり、もう一つは合意形成による「統合」である。

まず、第一の規律化の問題であるが、ポイケルトもメイスンもテロルによる抑圧を重視する。⁽²²⁾とくにポイケルトは、外国人のみならず精神病患者や反社会的分子という「共同体異分子」を「民族同胞」から区別し排斥する政策と、「民族同胞」でもおおよそナチスの規範から離れたものすべてを「共同体異分子」として抑圧する政策との間は連続的であったとして、抑圧による規律化の社会秩序維持機能とそのメカニズムを強調する。⁽²³⁾

しかし他方で国民の間で一定程度の合意が形成されていなければナチス体制は崩壊せざるを

注 (20) Recker, S. 300.

(21) Recker, S. 300.

(22) Peukert, S. 233-245; Mason: "Bändigung", S. 19-23.

(23) Peukert, S. 246 ff., 254 f.

えなくなるわけであり、ポイケルトもメイスンも国民の合意形成の問題を提起する。ポイケルトは、ナチスの文化政策や余暇政策等も結果として「私的なものへの退却」を強めるものであり、国民の合意がこの「私的なものへの退却」の過程にもとづいているものとみなしている⁽²⁴⁾。

ポイケルトはさらに、ゲシュタポの介入によるテロルもかなりの部分が住民の側からの告発によるものであり、私的領域に体制の監視メカニズムが存在し、また党組織による上からの統制機構も私的領域における自己統制と結合していた点に注目する。ポイケルトは、こうした個別の部分に分解されてしまった社会状況を「社会の原子化」と特徴づける⁽²⁵⁾。ポイケルトは、「私的なものへの退却」から「社会の原子化」に至るナチス社会のメカニズムを合意形成と抑圧による規律化の両面からみるが、「社会の原子化」という社会文化環境の解体傾向をドイツ社会の近代大衆消費社会への発展という長期の社会文化的变化の過程の中におくのである⁽²⁶⁾。

ほぼ同じ状況をメイスンは、労働者階級のナチス体制への「統合」の前提としての政治意識の形態、メイスンいうところの「分裂のメカニズム」から説明する。この「分裂のメカニズム」とは、政治的に与えられたものを享受するが、それらの間の関連については考えないという「政治的統合」である⁽²⁷⁾。大衆文化の商業化、労働者組織の中における大衆と幹部との統合ならびに服従と規律、ナチスのプロパガンダの人民主義的要素、社会政策、さらにヒトラー自身の人気、対外政策上の成功による労働者階級の愛国心の強化等々の政治的統合の諸形態は、部分的であったがまさにそのゆえに効率的であっ

たという⁽²⁸⁾。このようにメイスンは、労働者階級がナチス体制に対して大衆的抵抗を行ないえなかった諸要因をテロル、労働者階級の内部分裂による無力化、物的譲歩とならんでこの労働者階級のナチス体制への「統合」に求めたが、メイスンはこれらの相互関係を強調し、労働者階級のナチス体制への「統合」問題をあくまでナチスの日常的現実の中に求めるのである。

ポイケルトはナチスの野蛮をドイツ史の「特殊な道」の結果としてもまた近代産業社会の結果としても一面的に理解することを避け、近代産業社会そのものから生ずる危険、「近代の病理」として特徴づけているが、この特徴づけは、⁽²⁹⁾ 実証的に裏づけられた立論ではなく、問題提起の域を脱するものではない。むしろ最近の歴史研究は、「統合」問題をこのような形では議論せず、より実証的に分析することに精力を投じている。

国民大衆のナチス体制への「統合」問題といった観点から最近の実証的な歴史研究を概観すると、まず、その「統合」要因を日常的世界に求めるか非日常的世界に求めるかで区分できる。前者はさらに日常的世界のなかでも、個別社会集団の日常的現実そのものに「統合」要因を求めるか、この現実に対する政策に「統合」要因を求めるかで区分できる。以下、これらの三つの見解を紹介することにしよう。

(I) まず最初に、日常的世界の中でも、個別社会集団の日常的現実そのものに「統合」要因を求める歴史研究をとりあげてみよう。1983年に⁽³⁰⁾ 公刊されたヴェルナーの歴史研究は、これまで長い間歴史研究の対象とされてこなかった

注 (24) Peukert, S. 90 ff., 221-232; また Mason: "Bändigung", S. 33 ff. も参照。

(25) Peukert, S. 283 f., 287.

(26) Peukert, S. 90 ff., 287 f.

(27) Mason: "Bändigung", S. 46.

(28) Mason: "Bändigung", S. 36 ff., 39 ff., 42 ff., 47.

(29) Peukert, S. 14, 296.

(30) Wolfgang Franz Werner: »Bleib übrig!« Deutsche Arbeiter in der nationalsozialistischen Kriegswirtschaft, Düsseldorf 1983.

第二次世界大戦期におけるドイツ人労働者の社会史をめざすものである。ヴェルナーは、国家機関のみならず、地方レベルの機関ならびに産業（特に鉱業）組織の資料にもとづいて、ドイツ人労働者の労働と生活の状態ならびに社会的態度を具体的に分析し、ドイツ人労働者のナチス体制への「統合」問題に答えようとした。

70年代のメイソンが第二次世界大戦前夜におけるナチス・ドイツの「内政的危機」を主張し、その基礎として、賃金・労働諸条件をめぐる対立を労働者の「拒否的態度」から捉えているのに対し、ヴェルナーは第二次世界大戦期に労働者階級の階級的な性格そのものがはたして存在したのかどうか、ナチスは労働者を体制に統合することができなかつたのかどうかという問題を提起している。ナチス体制に関してドイツ人労働者が認識しうる尺度は、彼らの労働と生活の実態であったという考えにもとづいて、ヴェルナーは、第二次世界大戦期における労働市場、賃金、労働時間、食糧配給やその他消費財の配給状況、健康状態等にわたるドイツ人労働者の労働と生活の状態を具体的に分析した。

ヴェルナーは第二次世界大戦を三つの時期に区分する。第一の時期は戦争初年度で、「試みられた戦争経済」と特徴づけられ、第二の時期は1942年までの「平時戦争経済」、第三の時期は1942年以降の「総力戦」期である。

戦争初年度についてヴェルナーはまず労働と生活諸条件を分析する。戦争勃発時に導入された賃下げ、超過労働時間手当の削除、休暇の廃止等の厳しい措置は、労働者の不満により1939年末までには取り下げられ、また、導入された食糧配給制も厳格に実施されず、特に重労働を行なう労働者には食糧配給の追加が認められ、それによって、食糧配給は改善され、ドイツ人労働者の体重減少は耐えうる程度におさえ

られたという。衣服や医療補給は欠乏してはいたが一応耐えうる程度に維持され、衛生状態も健康状態を危険にさらすものではなかった。このように、戦争初年度の労働と生活の諸条件は、ドイツ人労働者にとってはそれほど苛酷ではなかったということになる。そればかりか、労働力不足によって賃金上昇と労働諸条件の改善や社会的上昇の可能性さえ与えられるものであった。ヴェルナーはこうした現象を、労働諸条件の改善への要求が経営内外の規律化政策によっておさえこまれなかつた点と関連させ、戦争勃発当初はナチス・ドイツはドイツ人労働者をしてナチスの戦争政策を無条件に支持させることはできなかつたというのである。⁽³¹⁾

1942年までの「平時戦争経済」の時期については、ヴェルナーは、社会的上昇の機会の増大と賃金上昇とに労働力不足のもたらす経済的、社会的影響を見いだしたが、他方でこうした現象を生計費の上昇と食糧その他生活物資の配給の困難と関連させる。⁽³²⁾ ヴェルナーは、ゲシュタポによる規律が強化され、1941年には労働者矯正施設の建設が一般化した⁽³³⁾が、この時期における戦況がドイツに有利に展開したことにより、ドイツ人労働者の体制への「統合」は可能であったとみなしている。⁽³³⁾ しかしヴェルナーはこの「統合」を積極的なものではなく、消極的なものと捉えている。とくに日常の生活必需品についての叙述においてこの点が明らかとなる。ヴェルナーは日常の生活必需品が全体としては耐えうる程度に補給されていたが、ドイツ人労働者は日常の必需品を調達することに追われ、政治や社会について考える余裕などなかつたと理解している⁽³⁴⁾のである。

1942年以降の「総力戦」期についてはヴェルナーは生活物資の配給を重視する。というのは、名目賃金は上昇したがそれに伴う購買対象が存

注 (31) Werner, S. 34-80.

(32) Werner, S. 81-160.

(33) Werner, S. 171-192.

(34) Werner, S. 126-160.

在せず、賃金には刺激機能がなくなり、ドイツ人労働者にとっては賃金よりはむしろ生活諸条件の方が焦眉の問題となったからである。消費財の補給が困難となることによって、購買対象と機会が減少したことが示される。⁽³⁵⁾ヴェルナーは、ドイツ人労働者の日常的関心がこうして労働諸条件から生活状況に移行するに応じて、他方で彼らのおかれた社会的現実そのものを批判的に認識しようとする傾向が消失していった点に注目する。ヴェルナーはこれを「労働への逃避」と特徴づけ、労働に逃避することによって、ドイツ人労働者は自分たちのおかれた状況について反省することを避けたというのである。⁽³⁶⁾

ヴェルナーはさらに健康状態と社会的態度の分析を行なう。ヴェルナーは健康状態を信任医による統制の強化との相互関係において分析している。1944年の疾病率は停滞ないしは低下を示していたが、ヴェルナーはその原因を医師による統制の強化に見だし、他方で疾病そのものが過労から生ずるものであった点を指摘する。⁽³⁷⁾ヴェルナーは労働者への抑圧も強化され、逮捕者数、有罪判決者数が増加した点を指摘するが、しかしそのうち外国人労働者がもっとも多く、ドイツ人の中では女性と青少年が主であった事実に注目し、ドイツ人男性労働者については、熟練労働力不足によって処罰はそれほど厳格に行なわれなかったことを強調する。⁽³⁸⁾

ヴェルナーは、ドイツ人労働者が自分たちのおかれた日常的現実を認識するようになるのは第二次世界大戦の最終局面においてのことであり、そこにおいてはじめて物的窮乏とモラルの荒廃が蔓延することになったと主張する。召集されなかった労働者が労働にはげみ、召集され

ず戦場に行かなくてすむことを期待した理由をヴェルナーは、ドイツ人労働者が働く場所がなければ将来への展望はないと認識していたことに求めた。しかしヴェルナーはむしろそこにドイツ社会の断絶を見る。すなわち、ヴェルナーによればドイツ労働運動は崩壊したドイツ社会から復活したのでなく、亡命者や強制収容所囚人により、占領軍の意志の下で外から再建された⁽³⁹⁾と主張するのである。

このように、ヴェルナーは戦後社会との関係ではナチス・ドイツを断絶の面からみるに至ったが、第二次世界大戦期におけるドイツ人労働者の労働と生活は決して劣悪なものではなかったがゆえに、ナチス体制に対する抵抗ばかりか「拒否的態度」も生じなかったと強調した。しかしヴェルナーは、ドイツ人労働者のナチス体制への「統合」は積極的ではなく消極的な「統合」であるとみなしており、その原因をそれほど劣悪ではなかったナチス下の日常的現実⁽³⁹⁾に求めたのである。

(II) 次に、一定の日常的現実に対する政策が国民大衆のナチス体制への「統合」に果たした役割が大きいとする見解をとりあげよう。前述のレッカーもブリントも日常的現実に対する「上から」の政策に国民大衆のナチス体制への「統合」要因を求めているところに共通性がある。

まず、レッカーは、「電撃戦」期においては、国民の生活、食糧配給、労働市場に対する戦争の影響は相対的に小さくおさえられ、「平時的戦争経済」という特徴をもっていた点に注目する。その原因をレッカーは、戦争初年度におけ

注 (35) Werner, S. 194-241.

(36) Werner, S. 256-274. しかし実際には1944年中頃にはドイツ人男性労働者の約半分は国防軍に召集され、残りは戦争に重要な部門に配置転換されており、「労働への逃避」は制限されたものにとどまった。ヴェルナーはその原因を、全就業者に占める外国人労働者の割合が高かったため、ドイツ人労働者が召集攻勢に対して有効に対処しえなかった点にみている。Werner, S. 274-300.

(37) Werner, S. 300-318. 1942年までについては S. 169-171 参照。

(38) Werner, S. 318-328.

(39) Werner, S. 329-358.

る軍事的な成功ならびに外国人労働力の投入によってドイツ経済の再編が不必要になったということから、大戦前にすでに導入された労働市場統制のための手段が完全には利用されなかつた点に求める⁽⁴⁰⁾。

レッカーによれば、1942年以降の「総力戦」期になっても文字通りの「戦争経済」に移行したわけではなかった。レッカーは、1943年1月のドイツ人住民の「労働総動員」体制、戦争に重要でない経営の操業停止ないし短縮による軍需部門への労働力配置転換、労働者の熟練度の向上や生産性向上をもくろむ生産方法の合理化等の方策が、ドイツ国民を戦争経済に徹底的に組み入れるような形では遂行されなかつた点に注目し、その原因を外国人労働力の動員に求めるのである⁽⁴¹⁾。

このようにレッカーは、一方で政策それ自体はドイツ国民に苛酷な労働と生活を強いる内容をもって示しつつも、実際には国民を戦争経済に徹底的に組み入れるような形では適用されず、むしろ国民をナチス体制に「統合」しうるような形で実施されていた点に注目する。同様のことは賃金政策においてもいえる。賃金刺激による職場移動の促進という賃金政策が導入されず、それゆえ企業は物的刺激による労働力移動を行ないえなかつたところにナチス賃金政策の特徴を見いだしたレッカーは、賃上げ停止政策が物価上昇ストップ政策と軌を一にして実施されていることに注目し、労働者の実質収入はわずかながら上昇し、また、所得税引上げ策も失敗に帰し、総じて実質家族収入は⁽⁴²⁾減少しなかつた点を指摘する。レッカーは、第二次世界大戦期のナチス社会政策が、政治的、心理的不安定化をもたらしうる物的負担

を避ける方向で作用するものであり、ドイツ国民のナチス体制への「統合」を可能にしたとみなしたのである。

次にプリンツの所説を概観しよう。労働者に対して自らを区別し「新中間層」と意識する職員層に対してナチスの政策は敵対的であったが、職員層自身は反ナチ的とはならなかつた。プリンツはその原因をまず官吏と同じような確固とした職場が職員層には保証されていた点に求める。プリンツは、ナチスの社会政策が階級・階層意識を解消する意識的な戦略の中で実施されたことによって、職員層の反ナチの態度の生成が妨げられた点に注目する。しかもこうした社会政策がうまく機能しないときにはテロルによる抑圧がなされた。プリンツは、こうした一連の支配手段の結果として社会関係の「孤立化」⁽⁴³⁾をみる。

さらに職員層がナチスの反職員の政策に対して抗議を行ないえなかつた理由として、プリンツは職員層がナチスの労働者「統合」政策から利益を得られたという事実にも注目する。ナチスの労働者—職員層間格差の「平準化」政策の動機を労働者のナチス体制への「統合」政策に求めたプリンツは⁽⁴⁴⁾、その労働者「統合」政策から他ならぬ職員層が利益を享受していた点を強調する。全体としては労働者—職員層間格差の平準化が進行していったが、職員層が労働者「統合」政策から利益を享受することによってナチス体制に「統合」されていき、他方では職員層が排他的に享受していたものはますます労働者にも開放され、新しい消費の機会と社会的⁽⁴⁵⁾上昇の機会がより多く与えられるようになり、総じて労働者と職員層双方のナチス体制への

注 (40) Recker, S. 58-81.

(41) Recker, S. 155-193.

(42) Recker, S. 26-58, 194-206.

(43) Prinz, S. 229 ff.

(44) Prinz, S. 321 f.

(45) Prinz, S. 234.

「統合」は上からの様々な政策体系によって推進されていったと結論づけるのである。

(Ⅲ) ナチス体制への国民大衆の「統合」の問題に関する第一の見解によれば、第二次世界大戦期においても日常的現実における物的状態の極端な悪化はみられず、それによってドイツ人労働者は消極的ではあるがナチス体制に「統合」された。物的な日常的現実そのものが「統合」機能を果たしたという見解である。それに対し第二の見解によれば、物的な日常的現実そのものは国民大衆にとって問題のあるものではあっても、それに対するナチスの「上から」の政策、とくに広義の社会政策がこうした日常的現実を国民大衆に耐えうるようにし、この社会政策がナチス体制への国民大衆の「統合」を可能にした。以上の見解に対してイギリスの歴史家カーショウは、日常的現実が国民大衆にとって問題のあるものであり、それに対する広義の社会政策も国民大衆をナチス体制に「統合」することはできず、むしろ非日常的世界が国民大衆のナチス体制への「統合」に決定的な役割を果たしたとし、この非日常的世界の社会的機能に注目する。彼は思想としての国民社会主義でも運動と組織としてのナチ党でもなく、まさしくヒトラー崇拜ないし神話が社会諸階層の社会的「統合」に果たした役割を強調する。しかしこれは「ヒトラー主義」あるいは歴史の「人格化」ではなく、ヒトラーが国民にどのように受けとめられたのかという「構造的」観点を意味するものである。バイエルン地方のナチ党、地方官庁、警察、司法機関、保安部等によるバイエルン住民の政治的立場と態度に関する報告を資料的根拠にして、カーショウは、ヒトラー神

話が「上から」プロパガンダで形成される一方で、国民の政治的理解と期待によって「下から」も形成されるという観点から、ナチス・ドイツにおける「民意」の体系的研究をめざすものである。⁽⁴⁶⁾

カーショウはヒトラー神話の「統合」力の歴史的展開において第二次世界大戦勃発を一つの画期とみる。すなわち、第二次世界大戦勃発以前においては、ヒトラー神話は日常レベルでの対立的現実とは独立して、ナチス体制の決定的な「統合」の枠組みを形成していたのに対し、第二次世界大戦の勃発によってヒトラー神話そのものではなくその基礎が崩壊しはじめたとする。しかしカーショウはドイツにとっての戦況の有利な展開とヒトラー神話との相関関係を確認したが、戦況がドイツに不利に展開してもヒトラー神話は「統合」力をかなり長く持続しえた点に注目する。つまり、1940年秋には戦争の長期化のゆえに国民大衆に悲観的な感情がみられたのに対し、同年6月の対仏戦勝利において絶頂期をむかえたヒトラー神話は依然として「統合」力を保持していた。ヒトラーの演説に人々は酔いしれていたというのである。カーショウは、1941年前半には党に対する国民感情はますます悪化したのに対し、ヒトラー神話の「統合」力は相変わらず大きかったことを確認する。⁽⁴⁷⁾

1942年になるとヒトラーは総統大本営に閉じこもって国民の前に現れることが少なくなり、ヒトラーは国民から孤立した存在となった。しかも1942年夏には食糧その他生活物資が欠乏し、他方で空襲による不安が恒常化した。カーショウはここにナチス指導部への信頼が消失する大きな契機を見いだすのである。こうした状況に

注(46) Ian Kershaw: Der Hitler-Mythos. Volksmeinung und Propaganda im Dritten Reich, Stuttgart 1980, S. 22. 「日常的なもの」と「非日常的なもの」については Ders.: "Alltägliches und Außeralltägliches: ihre Bedeutung für die Volksmeinung 1933-1939", in: Die Reihen fast geschlossen. Beiträge zur Geschichte des Alltags unterm Nationalsozialismus, hrsg. v. Detlev Peukert und Jürgen Reulecke, Wuppertal 1981.

(47) Kershaw: Hitler-Mythos, Kap. I, S. 135-148.

おいては、1942年9月のヒトラーの演説が、戦争への熱狂と勝利への確信をドイツ国民に呼びおこすことは不可能となった。こうした認識のもとづいてカーショウは、ヒトラー神話力の崩壊過程の始まりを1943年1月のスターリングラード陥落ではなくすでに1942年後半に求めるのである。1942年後半に始まるこうしたヒトラー神話の崩壊過程が、スターリングラード陥落後加速化し、それ以降、ヒトラー自身がこのスターリングラード陥落と直接に結びつけて考えられるようになったのである。ナチ党に対する国民の反感が決定的となったのに対し、それでもなおヒトラー神話は生き残っていた点を指摘する⁽⁴⁸⁾。

カーショウは、1943年以降連合軍の空襲がドイツ国民のモラルの低下をもたらした最大の要因であり、1943年9月のヒトラー演説はもはや国民を魅きつけることがなく、戦況の悪化がヒトラーの暗示力によって相殺されえなくなったことに止目する。カーショウは1944年7月20日事件に対する国民の反応から国民の間ではヒトラーについて沈黙ないし無関心が支配していたと結論づける。しかし、こうしたヒトラー神話の国民「統合」力の低下にもかかわらず、依然としてヒトラー神話は、国民が戦争末期にも積極的な抵抗運動に入っていくことを阻止するぐいらの力は保持していたという。カーショウは、ヒトラー神話の崩壊によるヒトラーの国民「統合」力の消失を1945年の戦争最終局面に見いだすのである⁽⁴⁹⁾。

このようにカーショウは「民意」の変化を戦況の変化との関連の中で分析し、非日常的世界においてヒトラー神話の国民「統合」力がいかに強力であったかを明らかにした。カーショウは、対立・矛盾に満ちた日常的世界に生きる国民大衆が、広義の社会政策による「上から」の政策によってナチス体制に「統合」されたのではなく、ヒトラー神話という非日常的世界によ

ってナチス体制に「統合」されたことを強調するのである。

IV

以上、本稿では最近の研究を中心に第二次世界大戦期における労働と社会に関する歴史研究の成果を紹介してきた。論争的な問題提起と個別歴史研究の結果は必ずしも相互連関しているとはいえない。それは、個別歴史研究が一次資料に依拠した分析から主張しうることのみを叙述しているのに対し、論争的問題提起が解明すべき諸点を明示しようとしていることから生ずるものである。本稿を終えるにあたり、個別歴史研究が論争的問題提起との関連でいかなる成果をもたらしたのかを要約することにしよう。

ナチス・ドイツのドイツ社会に与えた「近代化」機能というシェーンボウムとダーレンドルフが提起した問題は、個別歴史研究においてより具体的でより精緻な形態で展開されたということができらるだろう。レッカーはシェーンボウムやダーレンドルフの説を積極的に歴史研究において確認しようとするのに対し、プリンツはナチス・ドイツの「近代化」機能の二面性を重視した。ドイツ社会のいかなる領域を対象とするかによって、今後もこの「近代化」機能の問題は歴史研究の論議の対象とならう。

次に国民大衆のナチス体制への「統合」問題についてであるが、その原因をどこに求めるかについては個別研究によって異なる。ヴェルナーはドイツ人労働者の日常的現実が悪化したとしても極端に悪化したわけではなく、むしろそこにドイツ人労働者のナチス体制への消極的ではあるが「統合」の根拠を見い出そうとする。それに対しプリンツとレッカーは、対立的な日常的現実に対する国家レベルでの社会政策がドイツ人国民のナチス体制への「統合」を可能にしたとみる。以上の見解に対しカーショウは、

注 (48) Kershaw: Hitler-Mythos, S. 149-175.

(49) Kershaw: Hitler-Mythos, S. 176-191, 194.

むしろヒトラー神話の「統合」力という非日常の世界にドイツ国民のナチス体制への「統合」の根源をみるのである。

その意味で、これらの歴史研究は、ポイケルトやメイスンによる問題提起、すなわち、国民大衆のナチス体制への「統合」問題を抑圧による規律化と合意形成による「統合」の両面から総体的に把握することの必要性からはなおかけ離れているといえよう。合意形成による「統合」の諸側面が歴史研究の重点になってきている点は積極的に評価されてしかるべきであるが、ナチス・ドイツという特異な歴史現象を対象とする場合には抑圧による規律化との相互連関を抜きにした議論は問題がある。

ところで本稿では、「近代化」機能と「統合」問題を切り離して叙述してきた。しかしすでに明らかになったように、幾つかの歴史研究においては両者は相互に関連する問題として設定されていた。両者の相互関連からみても、最近の歴史研究の成果は次のようにまとめられよう。レッカーの主張は、世界観レベルでの「反近代的」要素と戦争経済の遂行にとっての「近代化」の必要性との並存から、ドイツ国民に苛酷な労働と生活を強制しない形で政策が展開され、それによってドイツ国民のナチス体制への「統合」が可能となり、結果として意図に反してドイツ社会の「近代化」が推進された、というものである。それに対してプリンツは、ナチスが労働者「統合」政策、したがって反職員層政策という観点から労働者—職員層間格差の「平準化」=ドイツ社会の「近代化」を上から推進しようとしたと捉える。しかし他方で、それは完全なものではなく、職員層自身がこの労働者「統合」政策から利益を享受する面ももち、また、職員層特権を残存させる面をもつことによって「平準化」政策そのものが「反近代的」

要素をもつものであったと主張する。このようにプリンツの論理は、ナチス社会の「近代化」機能の二重性に対応して「統合」問題も二重性をもつというものであった。このように、ナチス・ドイツの「近代化」機能と国民大衆のナチス体制への「統合」問題との関連に関する議論は論者の間で二分される。しかしこれらの歴史研究は、今後の歴史研究が二つの問題を切り離して議論することはできず、両者の相互関連を中心テーマに措えなければならない、ということを示しているといえよう。

また本稿では外国人労働者に関する歴史研究の成果は割愛したが、ナチス・ドイツにおける外国人労働者の役割は、単に労働力という側面からだけではなく、ドイツ人労働者の「統合」問題との関連、外国人労働力政策をめぐる権力諸集団間のあつれきとの関連においても重要な意味をもっていた。外国人労働者の問題の解明なくして、第二次世界大戦期ドイツにおける労働と社会の問題は明らかにしえないとさえいえるくらいであり、またこれに関する歴史研究もすでにかなりの蓄積がある。

ポイケルトは、ナチス・ドイツの社会を「社会の原子化」として把握し、それをドイツ史の「特殊な道」としても近代社会の結果としても捉えず、近代の「病理」として捉えることを提起したが、すでに述べたようにそれ自体問題をはらむ指摘であった。しかしポイケルトの問題提起は、歴史研究が一次資料にもとづく実証研究にますます埋没する傾向を示すなかで見失ないがちな問題、すなわちナチス・ドイツの本質をいかに把握するのかというきわめて根本的な問題を考慮することを歴史研究に迫るものである。個別歴史研究と論争の問題提起とを整理することによって明らかとなるのは、歴史研究は、こうした根本的問題との接点をもつ、一次資料

注(50) これについては矢野久「外国人強制労働への道——『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員——」『三田学会雑誌』81巻2号(1988年7月)、同「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に——」(『ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』(仮題)同文館 1989年刊行予定 所収)を参照。

にもとづく実証研究でなければならないということである。

[追記：本稿は、昭和63年度慶應義塾学事振興資金による研究補助（共同研究）にもとづく研究成果

の一部である。また、文献収集・清書に際し磯田裕子さんの協力を得た。この場を借りて謝意を表したい。]

（経済学部助教授）